

大船渡商工会議所

商工

## 主な内容

- 災害支援制度のお知らせ ······ P2 P3
- 小規模企業共済、中小企業倒産防止共済のご案内 ··· P4
- 法人市民税の減免についてのお知らせ ······ P5
- ワンストップ相談会をご利用ください ······ P8

▼9月3日(土) 盛町で開催された北東北三大まつり



# 中小企業の復旧・復興に向け

三陸基金  
追加募集!

## 被災事業者業務再開事業を追加募集

### ●対象者

- ①被災事業者で、震災1年前から営利活動実績があり、引き続き被災地で雇用再開又は継続する被災事業者であること

- ②雇用保険・健康保険の適用事業所であること

### ●対象経費

- (1)事業再開・継続に必要な次の購入費または平成23年度中のリース料
  - ①不動産、車両を除く営業用設備
  - ②営業用備品（単価3万円以上）
  - ③営業用什器
  - ④営業用機械工具（単価3万円以上）
  - ⑤上記設備に係る平成23年度中のリース料
- (2)交付決定日前において、既に融資資金（借入）をして購入した上記に掲げる設備・リース料
- (3)助成金の請求は清算払いです。原則として本助成金の交付決定後に当該設備等を発注し、一度立替払いをしていただいた後に助成金をお支払いたします。

### ●助成率並びに限度額

- (1)助成率は1／2以内
- (2)限度額は、雇用人数5人以下の場合50万円、6人以上は100万円までです。

**注意** 雇用者数は、助成金請求時に雇用保険・健康保険共に加入している雇用者数で確定します。

### ●申請方法

所定の用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し大船渡商工会議所に提出してください。

### ●申請時の添付書類

- ①罹災証明書の写し
- ②労働保険料概算・確定保険料申請書及び健康保険被保険者報酬月額算定基礎届の写し
- 注意** 流失等により書類がそろわない場合は任意様式にて提出できます。  
(書き方はご相談ください)
- ③交付決定日前に既に購入した設備・備品等について申請する場合は、融資に係わる証明の写し

お早めに  
お申し込み  
下さい。

予算に達した時点で募集締め切りになりますので、お早めにお申し込み下さい。

### すでに交付決定になった方へ

助成金の交付を受けるには、助成金請求書の提出が必要になります。

設備の導入が完了しましたら手続きをお願いします。

### ●請求時の提出書類

- ①被災地復興支援助成事業助成金請求書。（様式5）
  - ・・・会議所にあります。
- ②助成事業の完了を証明できる写真。
- ③助成対象経費の支出を証明できる領収書等の写し。
- ④請求時における従業員数を確認できる書類。
  - ・・・ハローワーク大船渡から事業所別被保険者台帳照会、一関年金事務所から被保険者縦覧照会回答票という書面を取得してください。

**注意** 年金事務所に申請する書類は会議所に用意してあります。

### ▶お問い合わせ先

公益財団法人さんりく基金  
(岩手県政策地域部地域振興室内)

☎019-629-5212

大船渡商工会議所（サンリア2階）

☎0192-26-2141



▲復旧・復興に向け、がれき処理が進む大船渡市内

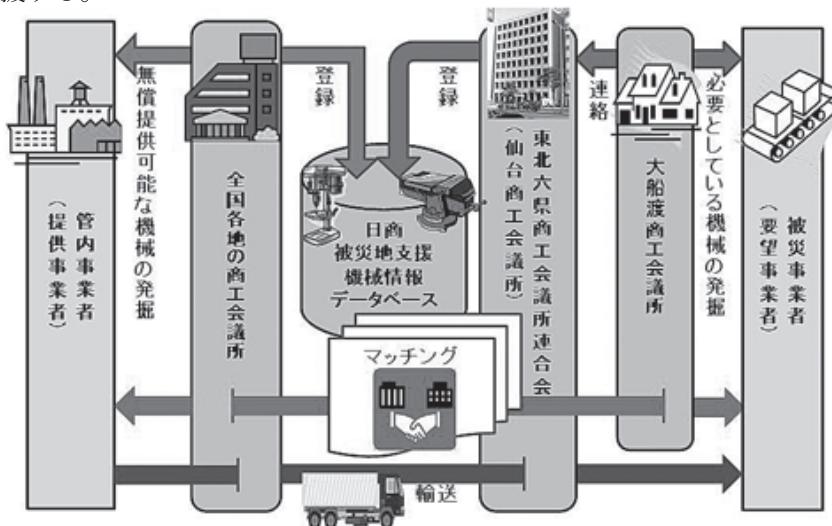
# た災害支援制度のお知らせ

## 「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」が実施されます

日本商工会議所では、東日本大震災による津波などで機械等を流失・損壊した事業者の復興支援を図るため、全国各地の事業者から遊休機械等を無償で提供いただき、被災事業者の要望とのマッチングを行う「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を実施することとなりました。

### ●事業の概要

大船渡商工会議所（被災事業者が必要としている機械の発掘）、全国の商工会議所（無償提供可能な機械の発掘）、仙台商工会議所（要望機械情報の登録、マッチング）及び日本商工会議所（被災地支援機械情報データベースの提供）による連携体制を構築し、全国規模でのマッチングを強化に進めることにより、被災地中小企業の復興を支援する。



**情報をお寄せください** 被災事業者の方で、事業再開の際に必要とする機械設備の詳細な内容をお知らせ下さい。

▶ 大船渡商工会議所（サンリア 2 階） ☎26-2141 FAX 27-1010

### 岩手県制度融資中小企業災害復旧資金

## 融資を受けた資金の利子を大船渡市が負担します

### ●対象者の要件

- (1)市内に店舗又は事業所を有し、市内において事業を再開する者。
- (2)市税を完納していること。

### ●対象となる融資資金

平成 24 年 3 月 31 日までに金融機関から融資を受けた岩手県中小企業災害復旧資金貸付

### ●利子補給対象額及び利子補給額

- (1)融資限度額 1,000 万円（運転資金・設備資金）
- (2)融資期間 10 年以内（据置期間 3 年以内）
- (3)利子補給額

### ●利子補給期間

融資の日から 10 年以内（それ以降の利子は対象外）

### ●申込み受付期間

平成 24 年 3 月 31 日（土）まで

### ●その他

詳しくは同封した資料を参照願います。

#### ▶お問い合わせ先

大船渡市商工観光部商工観光物産課 商工係

☎27-3111 (内線 112・113)

融資限度額 1,000 万円以内		利子	保証料
融資期間	3 年以内	全額 大船渡市が負担 (年 1.7% 以内)	全額 岩手県が負担 保証料率は年 0.45 ~ 1.50% (9 区分) セーフティネット保証を使用する場合は、年 0.6% 又は年 0.7%
	3 年超 10 年以内	全額 大船渡市が負担 (年 1.9% 以内)	

# 小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済のご案内

## 小規模企業共済とは・・・

個人事業主が事業を廃止したり、会社の経営者が会社を解散したり、役員を退職した場合、または年齢が満65歳以上で掛金を15年以上納付した方が共済金を請求できる、いわば経営者の退職金制度です。

### 加入できるのは？

- ・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス行では5人以下）の個人事業主および会社の役員。
- ・共同経営者の方（2名まで。小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者）

### どんなときにどれくらい受け取れる？

共済金は廃業時・退職時等に受け取れます。満期はありません。例えば、月額掛金が10,000円で30年納付すると納付金額は3,600,000円。個人事業主の廃業とともに請求すると4,348,000円の支払いが見込まれています。※請求理由によっては納付金額を下回る場合があります。

### 掛金は全額課税対象所得から控除されます。

毎月の掛金は1,000円～70,000円の間で自由に設定できます。（例：年間所得金額が400万円で掛金月額7万円の場合、節税額は238,000円）

### 受け取った共済金の税金は？

将来、共済金を一括で受け取る時は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金の雑所得扱い」となり税金が

控除されます。

## 現在、被災された小規模企業共済加入者の方に対し、利率0%の災害貸付制度がご利用いただけます。

＜対象者＞ 所有する事業資産が直接被害に遭われたご加入者。

【貸付利率】0%

【貸付額】50万円～2,000万円（掛金納付月数に応じて掛金の7～9割の範囲内）

【貸付期間】貸付額500万円以下の場合

……………4年（据置期間1年）

貸付額505万円以上の場合、

……………6年（据置期間1年）

加入・請求など、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

大船渡商工会議所（サンリア2階）

☎26-2141

中小企業整備機構 共済相談室

☎050-5541-7171

※借入申込書等お問い合わせ先

小規模共済融資課 ☎03-3433-8811

## 中小企業倒産防止共済制度とは・・・

取引先が倒産して売掛金債権などが回収困難になった場合に、貸付が受けられる共済制度です。もしものときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

### 加入できるのは？

次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

### どんな時に利用できる？

取引先の倒産により売掛金などが回収できない等の被害があったことが確認できる場合に、掛金の10倍または被害額のどちらか少ない額を、無利子、無担保、無保証人で借りることができます。

### 掛金はすべて必要経費及び損金に算入することができます

月5,000～80,000円の間で5,000円単位で選択でき、最高積立額は800万円掛金納付は預金口座とする。

### 共済金の貸付条件は？

共済金の貸付は「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付を受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6ヶ月を含む）で毎月均等償還です。

なお、共済金を繰り上げ償還により完済し、一定の条件を満たす場合には早期償還手当金をお支払いたします。

### 平成23年10月より制度が拡充されます

貸付最高額を3,200万円から8,000万円に拡大。

掛金月額の上限が8万円から20万円に拡大。

早期償還すると手当金が支給されます。

加入・請求など、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

大船渡商工会議所（サンリア2階）

☎26-2141

中小企業整備機構 共済相談室

☎050-5541-7171

# 震災特例法説明会

住宅や車両などに被害を受けた方は、平成 22 年分の源泉徴収された所得税や納付した所得税の還付を受けられる場合があります。

青色申告会では、少しでも皆様のお役に立てるよう地域経済の復旧支援につながる会活動を目指しております。今回の説明会は震災特例法に関する説明会です。多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

とき 平成 23 年 10 月 7 日(金) 午後 1 : 30

ところ 千葉幸会館 (盛町字馬場 8-6 TEL 27-9453)

講 師 大船渡税務署職員

内 容 ①所得税、消費税に関する特例  
②雑損控除の計算の仕方と申告について



\*お申し込み方法 大船渡商工会議所内大船渡青色申告会(☎26-2141)までお電話にてお申し込みください。  
\*主催 大船渡青色申告会

- ▶新しく事業を始めた方
- ▶記帳にお困りの方

## 帳簿作成の お手伝い をいたします

### —記帳代行事業について—

大船渡商工会議所では、帳簿の作成が難しい、手が回らないなどのお悩みを抱えている事業所様向けに、会計帳簿作成のお手伝いを行う記帳代行事業を行っております。

お預かりした預金通帳・出納帳などから月々の総勘定元帳・試算表等の作成を行い、決算書まで作成いたします。企業情報については守秘義務を厳守しておりますので、ご依頼下さい。ご希望の事業所様は下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

大船渡商工会議所(サンリア2階)  
☎26-2141  
業務部(担当:齊藤)

## 法人市民税の減免についてのお知らせ

大船渡市では東日本大震災による法人市民税の減免を下記の要綱で決まりました。ご不明な点は大船渡市総務部税務課諸税係まで。☎0192-27-3111(内線 151・170)

### 1 減免の対象

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に申告納付すべき法人市民税の均等割

### 2 減免対象法人及び減免割合

東日本大震災により被害を受けた法人のうち、次の事由に該当する法人

減 免 事 由	減 免 割 合
事務所または事業所が東日本大震災による津波で損害を受けた区域(法附則第 55 条の規定により市長が公表した区域)内にある場合	10 分の 10
大震災による事務所などの損害の程度が半壊以上の場合	10 分の 10

※市内に複数の事業所などがある場合は、主たる事務所などが対象となります。

### 3 減免の手続き

#### (1)これから申告納付する法人の場合

申告納付する前に市役所税務課 7 番窓口へ「東日本大震災に係る法人市民税均等割の減免申請書」を提出してください。なお、書類の提出は郵送でも構いません。

※減免申請手続きは、法人市民税の申告書が届いてから行ってください。申告納付期限を定めるまで隨時受け付けます。

※市役所税務課から減免決定通知書などが届いてから申告納付をお願いします。

#### (2)すでに申告納付が済んでいる法人の場合

市役所税務課 7 番窓口へ「東日本大震災に係る法人市民税均等割の減免申請書」を提出してください。なお、書類の提出は郵送でも構いません。

※平成 23 年 9 月 30 日(金)までに申請手続きをお願いします。

なお、やむを得ない理由がある場合は、期間後でも受け付けます。

### 4 その他

法人市民税の申告納付期限の延長期限は、まだ定めておりません。決定次第、市の広報や H P 等でお知らせします。

## 罹災企業へのPC提供、工具の支援

8月29日(月)大船渡市民体育館にて罹災企業へのパソコン受け渡しが行われました。今回いただいたパソコンは、岩手大学情報メディアセンターで使用されていたものを岩手大学のご支援でIBM株からご提供いただきました。提供数は107台。事前の申込が300事業所を超えたため、8月23日に大船渡商工会議所本所仮事務所にて抽選会が行われました。また、同日シーパル大船渡にて、大船渡商工会議所工業部会に寄せられた工具などの支援物資の配布も行われました。

▶ものづくり企業に向けたさまざまな工具が配布されました



▲1台ずつ梱包されたパソコンが提供されました



▲工具類の他に冷蔵庫・洗濯機なども

## ・北東北三大まつり

9月3日(土)、サンリア前の大船渡市民体育館を会場に、青森ねぶた、秋田竿燈、盛岡さんさの北東北を代表する3つのまつりが集結する「北東北三大まつり」が開催されました。今回使用されたねぶたは「風待ち港 深浦の残照(かぜまちみなど ふかうらのざんじょう)」といい、大船渡の船大工「気仙船匠会」の方が6年前に青森で建造した北前船の「みちのく丸」がモチーフとなりました。台風の影響でいにくの天候ながらも、サンリアショッピングセンターを中心に多くの人が観覧していました。

▶盛岡さんさからは120名の踊り手が参加



地元小学生も「ハネット」で参加した青森ねぶた



風で中止も危がまれた竿燈。無事迫力の演武

▶ねぶたの引き手はオールハンズの皆さん



開始前から沿道には多くのお客様が

## ・さんま直送便スタート

9月5日(月)、大船渡水産物商業協同組合で平成23年度大船渡港さんま直送便出発式が行われました。さんま直送便のお問い合わせ、お申し込みは大船渡市観光物産協会「大船渡港さんま直送便」事務局まで。☎0192-21-1922(平日午前8時~午後5時まで)



▶関係者によるテープカット



新しい作業場にて梱包作業が行われています

## 仮設店舗工事始まる

中小企業基盤整備機構(中小機構)による被災事業所への仮設店舗・工場整備作業が始まりました。現在、末崎町小細浦地区、大船渡魚市場前、三陸町綾里地区で工事が行われています。



▶三陸町綾里地区。三陸B&G付近



▶末崎町小細浦地区



▶大船渡魚市場前

## 岩手労働局からのお知らせ

東日本大震災により労働者の方が、仕事中、仕事中の避難、帰宅途中などに被災された又は行方不明になられた場合、被災されたご本人またはご遺族の方は、労災保険による給付(治療費用、休業補償、遺族年金、遺族一時金、葬祭料など)を受け取ることができます。

- ・労働者とは、正社員に限らず、パート、アルバイトの方も含まれます。
- ・ご遺族とは、同居している方に限りません。

詳しくは…

- 岩手労働局 ☎019-604-3009  
または  
■大船渡労働基準監督署 ☎0192-26-5231

にお問い合わせください。

## \*再開事業所のご紹介\*

今回ご紹介するのは大船渡町字台町の理容室、理容ニュー清水さんです。被災して店舗を流失した事業主の清水さんは同地区に新店舗を構え4月26日より営業を再開しています。外壁には、縁あって壁画アーティストのミヤザキケンスケさんによる作品が描かれました。清水さんは「震災後、大船渡の商店街から建物も明かりもなくなってしまった。この作品を見た人が少しでも元気になってくれれば嬉しい」と笑顔でお話いただきました。



理容ニュー清水  
大船渡町字台 24-5 Tel.26-2327

### …情報をお寄せください…

大船渡商工会議所では、会員の方々の移転・営業情報を集めております。事務所の住所や電話番号の変更などの情報をお寄せください。ご希望の方は当広報誌への掲載もいたします。

## 震災関連 中小企業ワンストップ相談会をご利用下さい

商工会議所では震災によって中小企業事業者が抱える金融、法律、労務、税務、経理などの問題に対し、専門家を一堂に会し相談できる中小企業ワンストップ相談会を下記のとおり開催いたします。  
相談は無料です。相談会当日は混雑が予想されますので、相談を希望される方は前日までにお電話にてお申し込みください。

とき 10月5日(水) 午前10時～午後4時 (次回の開催日 12月7日)  
ところ 大船渡商工会議所 (サンリア2階)

相  
談  
員

### 金融

#### 国、県の災害貸付融資制度、市の融資制度について

- 日本政策金融公庫国民政策事業職員 ○岩手県信用保証協会大船渡支所職員
- " 中小企業事業職員 ○大船渡市商工観光物産課担当職員

#### 法律問題(債権回収、賃貸契約等)について

- 小笠原一男弁護士

#### 雇用問題(助成金、就業規則、労災保険等)について

- 杉村社会保険労務士 ○大船渡商工会議所担当職員

#### 未申告、法人決算、消費税、経理全般について

- 大船渡商工会議所 経営指導員

#### 今後の事業展開や経営革新、新規創業、経営計画書の作成について

- 中小企業診断士
- 中小企業支援ネットワークアドバイザー 岡 星子 氏



▲専門の相談員が一堂に会するワンストップ相談会

▶ お問い合わせ先 大船渡商工会議所 (サンリア2階) ☎26-2141

※会議所では上記の「中小企業ワンストップ相談会」以外にも常時ご相談を承っております。また、会員の皆様の住所、電話番号などに変更がありましたら商工会議所 (☎26-2141) までご連絡ください。

労災保険・雇用保険・年金・労働問題等 の相談に

## 社会保険労務士が応じます

【岩手県社会保険労務士会 気仙地区相談所】

相談無料

- ・被災者を雇用すると、助成金ができるの？
- ・事業を始めるにはどんな手続きがあるの？助成金は？
- ・労働保険料や社会保険料の免除は受けられるの？
- ・国民年金の保険料免除はどうすればいいの？
- ・年金を受けているひとが亡くなつたけど、どんな手続きが？
- ・仕事中に津波で行方不明になったひとの手続きは？

開催日時 10月26日までの毎週水曜日 午前10時～午後4時

開催場所 サンリアショッピングセンター2階  
大船渡商工会議所内相談コーナー

電話相談も受け付けます ☎0800-800-7893 (水曜日のみ)

※水曜日以外は総合労働相談所へ ☎0800-800-5675 (13時～16時)

岩手県社会保険労務士会 盛岡市山王町1-1  
☎019-653-7899 FAX019-651-7841

## 社会保険相談会 のお知らせ

10月の相談会からは予約が必要になります。

■ 10月 4日(火)

■ 10月 20日(木)

午前10:30～午後3:30  
米崎中学校

■ 10月 26日(水)

午前10:30～午後3:30  
大船渡市役所

※こちらは一関年金事務所の職員による相談会です。

お問い合わせ先

一関年金事務所  
☎0191-23-4246

## 検定情報 【第129回 簿記1級～3級】

●試験日：11月20日(日) ●受付期間：9月30日(金)～10月21日(金)

●会場：大船渡東高校(旧大船渡工業高校校舎) ●受験料：1級7,500円・2級4,500円・3級2,500円

お申し込みは大船渡商工会議所 (サンリア2階) まで